

[見積書記載要領]

各社の見積書で結構ですが、以下のポイントは**必須**です。

御見積書

見積書提出日を記載

令和 年 月 日

山口県警察本部 殿

下記の通り御見積り申し上げます。

合計見積額を記載して下さい。また、消費税額を明記して下さい。

例：
山口県**町*丁目*-*
株式会社*****
代表取締役** **

社名・住所・TEL

代表者職名・代表者名
(連絡先:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

本件事務担当者名
(連絡先:〇〇〇-〇〇〇-△△△△)

書類の発行権者と事務担当者の連絡先が異なる場合は記載して下さい。

合計金額 ¥〇,〇〇〇- (消費税込)

品名	規格	数量	単価	金額
〇〇	** *	× 個	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
小計				〇〇,〇〇〇
消費税				〇〇,〇〇〇
合計				〇〇,〇〇〇

・ 仕様書上の「品名、規格、数量、単位」を記載して下さい。
・ 仕様書に「相当品可」等と記載がある場合で、相当品で見積もる場合には、相当品の規格が分かるそのカタログ等提出し、事前に担当者の確認を得て下さい。

見積書には以下の事項を記載することとする。

- (1) 見積書作成年月日
- (2) 宛名「山口県警察本部」
- (3) 参加者の所在地、氏名(法人の場合はその名称又は商号、代表者の職氏名、本件事務担当者名及び連絡先)
- (4) 見積金額(納品に係る諸費用・・・設置料や送料等)を含んだ消費税込みの金額で作成してください。
- (5) 税表示(内税表示、外税表示のどちらでも可、合計金額に係る消費税額を明記)

以下のいずれかに該当する見積書は、これを無効とする。

- (1) 必要な資格を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書の記載に不備があるもの
- (3) 同一の見積りについて、2通以上提出された見積書
- (4) 不当な価格のつり上げ(下げ)、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合
- (5) 金額を訂正した見積書
- (6) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (7) 誤字及び脱字等により意思表示が明確でないもの
- (8) 提出期限までに到達しなかったもの
- (9) 見積書等作成にあたり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの